

寛平期の年中行事の一面

北 山 円 正

一

た山中裕氏は、

仁和三（八八七）年十一月から寛平九（八九七）年七月まで在位した宇多天皇には、日記つまり宸記があった。ただし一書として残るのではなく、記事の断片が諸書に引かれてかろうじて伝わったものである。断片とは言え、その数は少なくはない。それぞれの書が宸記を引用するのは、引用に値する意味を認めたからである。もとより天皇の記録したものであるから尊重したという理由もあろう。天皇が書きとめた記事の中に次の一文がある。

御記云、寛平二年二月卅日丙戌、仰レ善日、正月十五日七種粥、三月三日桃花餅、五月五日五色粽、七月七日索麴、十月初亥餅等、俗間行来、以為「歳事」。自レ今以後、毎レ色弁調、宜レ供奉之。于レ時善為「後院别当」。故有「此仰」（『年中行事秘抄』正月・七種粥）

正月十五日の七種粥から十月初亥の餅にいたるまで、季節の順に五つの行事における食について述べている。この記事を重視され

「正月十五日の七種粥、三月三日桃花餅、五月五日五色粽、七月七日索麴、十月初亥餅などは、それまで民間で行なっていたが、これを改めて歳事となし、ととのえてそなえたてまつるべし」

と、後院の别当源善に命じたと解し、こうして宇多天皇によってわが国の民間行事が宮廷に採用され、渡来の行事と結合し宮廷行事の発展をうながしてゆくのであった。

と、天皇の仰せによって、民間行事を宮廷行事に取り込み、年中行事が新たな展開を遂げた⁽¹⁾と見ておられる。年中行事の歴史においては、重要な転換点を指摘したことになり、意義ある研究成果と言えよう。山中氏以後の研究においても、この見解は継承されており、定説と見なしてよいようである。

ただ、山中氏の意見をそのまま受け入れてよいかどうかは、疑問がなくてはならない。と言うのは、「俗間に行なひ来る」という各行

事日の食は、中国伝来の風習を取り入れたと考えられるからである。それにそもそも民間において暦日と食とが、このように密接に結びついていたのかどうかも検証する必要があるだろう。とは言え、民間の食に関する資料は乏しく、その確認はできない。そこで本稿では、まず右の「宇多天皇御記」に挙げている食の由来を検討し、宇多治世の柱石であった菅原道真の、年中行事と食との関わりについて言及した文章を取り上げて、その意図について考えを述べたいと思う。

二

まず「正月十五日七種粥」から始める。この日に「七種粥」を食する習慣は古くからあり、直木孝次郎氏は正倉院文書によって、「奈良後期において、朝廷特に皇室の風習となっていたこと」を明らかにしておられる。「七種粥」については、『延喜式』（巻四十・主水司）に、

正月十五日供御七種粥料（中宮亦同）

米一斗五升、粟、黍子、稗子、藁子、胡麻子、小豆各五升。

……

と、その七種の食材を挙げており、正月十五日に天皇・中宮に供すると規定している。また、『小野宮年中行事』（正月・同日主水司献七種御粥一事）には、

弘仁主水式云、中宮又同聖神寺常住寺料煮備。早旦令水

部送、早朝主水司供七種御粥、付女房伝供之。御器納藏人所。当日請申之（『新撰年中行事』上・正月にも一部を引く）

とあり、弘仁年間には行なっていたことが分かる。『年中行事秘抄』（正月・十五日主水司献御粥一事）に、次のような説話を引いている。

十節云、高辛氏之女、性甚暴惡。正月十五日巷中死、其靈為惡神、於道路憂吟。過路人相逢、即失神。人々令盜火。此人性好粥。故以此祭其靈、無咎害。凡作屋産子、移徙有怪、則以粥灑於四方、災禍自消除矣。

高辛氏の女は暴悪で、死後人に災いをもたらした。そこでこの人の好物であった粥を供えてその霊を祭り、四方に注いだところ災禍は消えたとのことであった。この行事の起源説話と呼ぶべき一話である。古代中国に始まる行事であることを伝えている。また『荆楚歲時記』にも、「正月十五日、作豆糜、加油膏其上、以祠門戸」と、「豆の糜」を作って「門戸を祠る」とある。これへの隋の杜公瞻の注は「齊諧記」と「統齊諧記」とを引いており、養蚕の豊作を期して蚕神を祭る行事だとある。『土左日記』の正月十五日条には、「今日小豆粥煮ず」とある。『延喜式』に記すように七種の穀物を炊くのではなく、簡略化してこの風習が広がっていたらしい。『枕草子』（ころは正月、三月）には、「十五日、節供まるり掘ゑ、粥の木ひき隠して、家の御達、女房などのうかがふを、打たれじと用意して」とある。一年の息災を願って望粥

を食べる習慣があった。次の『順集』(184)の和歌は、このことをよく示した例である。

藤原のとはかずの御四十五日の忌み違へに、家にまうできて住むあひだに、正月十五日、子の日に当たる朝あした粥の上に小松をおきてつけてはべる

時しまれ今日にしあへる望粥は松の千年に君もによとか

「とはかず」の長寿を祈る気持ち詠み込んでいる。なお、中国の蚕神を祭る行事は、日本では実施していない。『土左日記』『枕草子』の注釈書の中には、宇多天皇御記の記事にもとづいて、中国での正月十五日に、粥で高辛氏の霊を祭る風習を、日本の民間が取り入れ、それを宮廷の「歳事」として説明しているが、それでよいだろうか。御記に挙げる他の四日とともに後に改めて取り上げる。

次の「三月三日桃花餅」はどうであろうか。「桃花餅」については所見がなく、どのようなものであるか不明である。実態をつかめない餅であるが、これに類似する食物かもしれないものに、三月三日の草餅くさもちがある。

此間田野有草、俗名「母子草」。二月始生、莖葉白脆。每レ属三月三日、婦女採之、蒸搗以レ為餅。伝レ為「歳事」(『文徳実録』嘉祥三(八五〇)年五月五日)

餅 考声切韻云、餅(古勞反、字亦作餠。久佐毛知比)蒸レ米屑レ為之。文徳実録云、嘉祥三年訛言曰、今茲三日不可レ造餅、以レ無「母子」也。(『和名抄』卷十六・飯餅類)

世俗の風習として、女性が母子草を摘んで蒸して搗き、餅とともに搗いて作るものであった。後に触れるように、『皇太神宮儀式帳』(年中行事并月記事・三月例)と『止由気宮儀式帳』(三節祭等并年中行事月記事・三月例)に、「新草餅」を作つて供えたとある。和歌にも、

東宮の、大后宮女房におほせたまふことありき。いづれの年にかはべりけむ、三月三日、草もちひして、法師のかたを作り、これに室むろ作りてまゐらせよと仰せごとはべりしかば、……

都には待つ人あらんほととぎすすさめぬ草の宿にしもなく
〔長能集〕3)

とあり、三月三日と結びついており、当時の風習の広がりを思わせる。また、

石蔵いしくらより野老よらおこせたる手箱に、くさもちひ入れてたてまつるとて
花の里心も知らず春の野にいろいろ摘める母子餅もちもちぞ(『和泉式部集』517)

三条太政大臣のもとにはべりける人の娘をしのびて語らひけるを、女の親はしたなく腹だちて、娘をいとあさましくなんつみけるなど言ひはべりけるに、三月三日かの北の方、三日みかの夜よの餅食もちかへとて、出してはべりけるに

三日の夜の餅は食はじわづらはし聞けばよどのに母子つむな
藤原実方

り〔後拾遺集〕卷二十・雑六)

の、和泉式部の詞書に「草餅」とあり、和歌では「母子餅」と言い換えている。『文徳実録』の言うところと一致する。実方の歌は、草餅とは言わないが、「母子摘む」とあり、しかも「三日の夜の餅」が三月三日に重なったので、この餅は草餅であろう。『うつほ物語』(吹上上)には、源仲頼・藤原仲忠らが紀州の神南備種松を訪れ、もてなしを受ける。その中に、

種松、三月三日の節供なんど、かばかり仕うまつれり。……
乾物・果物・餅など調じたるさま、めづらかなり。

とある。三月三日の餅が描かれている。物語とは言え、風習の定着は確認できよう。ただ、どのような餅かは不明。

草餅については、『年中行事秘抄』(三月三日草餅事)が次の説話を引いている。

昔周王淫乱、群臣愁苦。于レ時設ニ河上曲水宴。或人作ニ草餅奉ニ于王。王嘗ニ其味ニ為レ美也。王曰、此餅珍物也。可レ献ニ宗廟。周世大治、遂致ニ太平。後人相伝、以作ニ草餅、三月三日、進ニ于祖霊。其心矣、心悅無レ咎。草餅之興從レ此始
(『掌中歴』節日由緒・三月三日草餅にも同類の説話がある)

周王の時代に曲水の宴を催した時、ある者が王に草餅を献上した。これを気に入った王は宗廟に奉らせたところ太平となり、以後三月三日に祖霊にこの餅を捧げることになったという。この説話によれば、三月三日の節食としての草餅は、古代中国の文化を取り入れたことになる。ただし「桃花餅」がいかなるものであるかが

不明であるため、宇多天皇御記の記述とどう関わっているかは分からない。

「五月五日五色粽」の「粽」は、

櫻 風土記云、櫻(作弄反、字亦作レ粽。和名知万木)以ニ菰葉ニ裹レ米、以ニ灰汁ニ煮之、令ニ爛熟ニ也。五月五日啖之(『和名抄』卷十六・飯餅類)

と説明される、五月五日の食物である。その由来として次の説話を引くことが多い。

昔高辛氏悪子。乗船渡海、逢ニ暴風、五月五日没死。成ニ水神一令ニ漂ニ失船。或人五月五日、以ニ五色糸一、筌ニ纏菖蒲一、投ニ海中。筌纏変化、為ニ五色蛟龍海神、惶隠敢不レ成レ害。後人相伝(『年中行事秘抄』五月・御節供事)

統齊諧記曰、屈原五月五日投ニ汨羅ニ而死。楚人哀之、每レ至此日、竹筒貯レ米、投ニ水祭之。漢建武中、長沙欧回、白日忽見ニ一人。自称ニ三閭大夫。謂曰、君当レ見レ祭甚善。但常所レ遺、苦ニ蛟龍所レ窃。今若有レ患、可レ以ニ楝樹葉一塞ニ其上、以ニ五采糸一縛ニ之。此ニ物蛟龍所レ憚也。回依ニ其言。世人作レ粽、并帶ニ五色糸及楝葉。皆汨羅之遺風也(『芸文類聚』卷四・五月五日)

前者は、五月五日に水死した高辛氏の子が、「水神」となって船を漂流させるので、五月五日に「以ニ五色糸一、筌ニ纏菖蒲」して海に投じたところ、「筌纏(ちまき)」が「五色蛟龍」となった。これを恐れた「水神」が害をなさなくなったというもの。後者には、

五月五日に汨羅に身を投げて死んだ屈原を悼んで、楚人が竹筒の中に米を入れて祭った。後に欧回の前に屈原の霊が現れて、捧げ物が蛟龍に盗まれてしまうと訴え、竹筒を楳の葉で覆い、五色の糸を結び付けてほしいと頼んできた。欧回がその求めに応じたことから、粽に五色の糸と楳の葉を付けるようになったとある。

『延喜式』（卷三十三・大膳下）に、「五月五日節料」として、

糀料 糯米（參議已上別八合、五位已上別四合）、大角豆（五位已上一合）、搗栗子（參議已上四合、五位已上一合）……

と、調理に用いる物品についての規定があり、節会における食としての位置づけが明確である。古くは『伊勢物語』（五十二段）に、

昔、男ありけり。人のもとより、餉り粽おこせたりける返りごとに、

あやめ刈り君は沼にぞまどひける我は野に出でて狩るぞわびしき

とて、雉をなむやりける。

とある。五月五日の贈答とはことわっていないが、「あやめ刈り」を併せて考えると、その日と見るのがよい。『拾遺集』（卷十八・十二・雑賀）に、

五月五日、小さき餉り粽を山菅の籠に入れて、為雅の朝臣の女にころざすとて

ころころざし深き汀に灼る菰は千歳の五月いつか忘れん
東宮大夫道綱母

とあるのは、時代は下るものの、貴族の間における五月五日の雅

びな風習を伝える貴重な資料であろう。なお、御記の「五色粽」は、粽が五色であるようにも思えるが、引用した『年中行事秘抄』『芸文類聚』によれば、五色の糸を結んだ粽のことであろう。

「七月七日索麴」を取り上げる。「索麴」は、「索餅」に同じ。

索餅 釈名云、蜴餅髓餅金餅索餅（和名無木奈波。大膳式云、手束索餅多都加）、皆随形而名（『和名抄』卷十六・飯餅類）

索餅料 小麦卅石（御并中宮料、各十五斛）、粉米九斛（同料各四斛五斗）、紀伊塩二斛七斗、……（『延喜式』卷三十三・大膳下）

手束索餅料 小麦十七斛七斗（御并中宮各八石八斗五升）、

粉米五石三斗一升、紀伊塩八斗九升、……

右起三月一日一尺八月卅日供御料……（同）

凡応供大嘗会竹器、熟筒七十二口、燂籠七十二口（料籠竹口別六株）、乾索餅籠廿四口（口別十三株）、籬六口（口別十五株）、預前造備送宮内省（同卷二十八・隼人司）

などに拠ると、小麦粉・米粉および塩などを練つて縄状に綯い、これを茹でて乾燥させたものようである。「索麴」ではないが、『年中行事秘抄』（七日御節供事）に「麦餅」にまつわる一話を引いている。

昔高辛氏小子、以七月七日一死。其靈為無二足鬼神上致二瘧病。其存日常食二麦餅。故当二死日、以二麦餅一祭二靈。後人此日食二麦餅、年中除二瘧病之悩。後世流二其祭一矣。

「高辛氏の子」が七月七日に死んで鬼神となり、「瘧病」を起こ

した。そこで日頃食していた「麦餅」を命日に供えて祭り、人々も食べたところ、病がなくなつたとある。なお、この引用の典拠は不明。「索麴」は、七月七日の食物ということになつてはいるが、そのことを記した例が見出せない。

小麦壹斛伍斗（七月一日請）

用五斗（索餅一百卅六藁作料）

残一斛（大日本古文书 卷之六、神護景雲四（七七〇）年、

奉享一切経所告朔解案）

諸大夫有_レ情者五六人、為_レ補_二細工等疲_一、送_二索餅酒肴_一（『菅家文章』卷七・57、「左相撲司標所記」）

は、七月における例だが、七日のことかどうかは不明。道真の記の場合は、作業を行なう工人らの労をねぎらうために差し入れており、節日の食とはかわりがない。先に引いた「延喜式」（大膳下）に見える「御井中宮料」は、天皇と中宮が食するためのものというところではあるが、それがどの日のためのものかは分らない。結局七月七日と「索麴（餅）」との関わりが、どれほどのものであったのかを明らかにすることはできない。

最後に「十月初亥餅」について述べる。

藏人式云、初亥日内藏寮進_二殿上男女房料餅_一（各一折櫃）。

内藏寮所_レ進餅、已見_二人給料_一。但又大炊寮出_二渡糯米_一、内

膳司備_二調供御_一。雖_レ不_レ載_二式文_一、寮司供来尚矣。

群忌隆集曰、十月亥日、食_レ餅除_二万病_一。雜五行書云、十月

亥日、食_レ餅令_二人無_レ病也_一（亥日之餅本縁如_レ此。愛敬之詞、

未_レ詳_二其說_一）（『政事要略』卷二十五・亥日餅事）

「藏人式」は、橘広相の撰したもの（寛平藏人式）ではなく、「天曆藏人式」と呼ばれている、やや時代が下る頃の式である。「雖_レ不_レ載_二式文_一、寮司供来尚矣」は、『延喜式』に「初亥餅」についての規定を記していないが、「内藏寮」が天皇に供することは長らくつづいているとある。この逸文は「天曆藏人式」であるが、「初亥餅」を食べる行事は、寛平期以前に行つていた可能性があるだろう。「年中行事秘抄」（亥子餅事）には、

或記云、盛_二朱漆盤_一（立紙）四枚、居_二御台一本上_一。女房取之供_二朝餉_一。次召_二藏人所_一、鉄臼入_二其上_一一分搗、令_レ為_二猪子形_一、以_レ錦裹之、挿_二於夜御殿帳疊四角_一。但台盤所殿上料、内藏寮進。

と、餅を作る次第や担当者およびどこへ供するかを記している。ただ、公式の儀式儀礼に組み込まれた亥子餅については資料がなく、この風習の実態はこれ以上は分からない。『政事要略』所引の「群忌隆集」「雜五行書」によると、この餅を食せば万病を除くとあり、これが「本縁」であると言う。この行事は「正月十五日」や「七月七日」とは異なり、中国由来の起源説話が残っていない。「年中行事秘抄」は、「齊民要術云、十月亥日食_二餅令_二人無_レ病_一」を引いており、中国由来の行事であることを示しているが、その謂われなどは伝えていない。

文学作品における例を挙げておく。

天元二年十月初めの亥の日、右大臣殿の女御、火桶ども

調じて、内裏うちの女房につかはすついでに、御前に火桶一つたてまつらせたまふ。白銀しろがねの亥の子・亀のかたなど作りて、据ゑさせたまへり。加はれる歌

わたつ海の浮きたる鳥を負ふよりは動きなき世をいただけや
亀〔順集〕273、天元二年は九七九年

餅とは言わないが、宮廷において亥の子の「かた」(作り物)の贈答が行われていたことが分かる。神仙境を想像しながら世の平安や長生の願いを込めていたようである。

当帝今の帝の御五十日いそひに、亥の子のかたを作りたりけるに
よろづ代を呼ばふ山辺の亥の子こそ君が仕ふるよはひなるべし〔道綱母集〕10

後の天皇の五十日の祝として詠じた一首。「よろづ代を呼ばふ山辺」には、漢の武帝が緱氏に行幸して太室山に登ったところ、山から万歳と呼ぶ声が聞こえてきたという故事を引いて、御子の長寿への願いを込めている。「亥の子のかた」は、何でできているか不明だが、餅によつて作った置物物であろうか。

ゐのこのもちる

群忌隆集曰、十月亥日、作餅食之、令人無病也。

掌中曆曰、亥子餅七種粉(大豆・小豆・大角豆・胡麻・栗・柿・糖)

此もちゐ、かうかすかすに所せきさまにはあらで、あすのくにまゐらせよ。けふはいまいましき日なりけりと

亥子餅は色々也。三日夜餅は白一色なれば、かすかすには

あらでと也。いまいましき日とは、重日を忌也。〔河海抄〕

卷五・葵

『源氏物語』(葵)の光源氏と紫の上との三日夜餅についての注である。その日がちようと亥の日に当たっていたのである。右の『掌中曆』は、素材の穀類・果物の名を列挙している。

三

以上のように、五つの節食の概略を述べた。節日に取り入れられていたようである。ただ、実際に庶民の風習を採用したのかどうかは明らかではない。それに外来の節食を受け入れた可能性は、それぞれにおいて引いた文献から分かるように、あり得るのではないだろうか。このことを示唆するのが次の『唐六典』である。

凡諸王已上、皆有二小食料。午時粥料各有レ差。復有二設食料、設食料。每事皆加二常食料。又有二節日食料。一謂、寒食麥粥、正月七日・三月三日煎餅、正月十五日・晦日膏糜、五月五日粽糰、七月七日斫餅、九月九日麻葛糕、十月一日黍臠、皆有等差。各有二配食料。一(卷四・尚書礼部・膳部)

凡朝会燕饗、九品已上、並供二其膳食。凡供二祭祀致齋之官、則依二其品秩、為二之差降。若国子監春秋二分積奠百官之觀礼、亦如レ之(左右廂南衙、文武職事、五品已上、及員外郎、供饌百盤余供、中書門下、供奉官及監察御史、每日常供、具三羊。一六參之日、加二羊。一焉。行奉從官、供二羊。一

釈奠觀礼、具^二五羊^一。冬月則加^二造湯餅及黍臠^一、夏月加^二冷淘粉粥^一、寒食加^二錫粥^一、正月七日・三月三日、加^二煎餅^一、正月十五日・晦日、加^二糕糜^一、五月五日、加^二粽橙^一、七月七日加^二研餅^一、九月九日加^二糕^一、十月一日加^二黍臠^一、並於^二常食之外^一而加焉^レ（卷十五・光祿寺・太官署）

節日に出仕する官人らには、その日の節食が供せられたのである。

「宇多天皇御記」と『唐六典』（卷四）に記す節食を挙げてみると、表のようになる。「御記」の節日は『唐六典』のそれより少ない。また両者の食物が必ずしも同一ではないようだが、おおむ

「御記」	「唐六典」
正月十五日七種粥	正月七日煎餅
	正月十五日膏糜
	正月晦日膏糜
	寒食麥粥
三月三日桃花餅	三月三日煎餅
五月五日五色粽	五月五日粽橙
七月七日索麩	七月七日研餅
	九月九日麻葛糕
十月初亥餅等	十月一日黍臠

ね重なっていると見てよい。この一致からすれば、日本の節食は唐王朝の規定にのっとったと考えるとよいだろう。

また、延暦二十三年奏進の『皇太神宮儀式帳』『止由気宮儀式帳』にも節食の記事がある。

七日、新菜御羹作奉、大神宮并荒祭宮供奉。

十五日、御粥作奉、大神宮并荒祭宮供奉（年中行事并月記事・正月例。『止由気宮儀式帳』・三節祭等并年中行事月記事もほ

は同文）

三日節、新草餅作奉（三）、大神宮并荒祭宮供奉（同・三月例）

と、節日に神前に供える食を定めている。これも中国の王朝の行事にならったのであろう。以上の比較からすれば、節食は唐王朝を参考にして設けたことは間違いないだろう。そうすると、「宇多天皇御記」に言う、「俗間行来、以為^二歳事^一」をどう解するかが問題となる。これは、まず唐王朝の規定を受容した宮廷での節食が、民間にまで及んだのであろう。そして何らかの変化をとげた節食が、今度は宮廷が取り入れたと考えるとよいように思う^②。ただ、民間への普及がいつごろどのようにして行われたのかは不明である。節食というものが、歳時についての理解を前提としていることからすると、民間がどれほどその知識を有していたかは分からず、宮廷貴族のような歳時の把握はむづかしかったのではあるまいか。そもそも宇多天皇の言う「民間」とはどの範囲を指すのかも問われねばならない。これらの問題は別途検討すべき事柄であろうから、ここではこれ以上立ち入らないでおく。次には、民間で行われていた風習が、どれほど宮廷で受け入れられたのかを考えておきたい。

四

実は民間から歳事を取り入れた例はほとんどない。三月三日の草餅はそれに当たるだろうか。前引の『文徳実録』嘉祥三年五月五日条の、

此間田野有_レ草、俗名_二母子草_一。二月始生、莖葉白脆。每_レ属_二三月三日_一、婦女採之、蒸搗以為_レ餅。伝為_二歳事_一。

「母子草」を婦女が摘んで作る「餅」（くさもちひ）が伝わり、「歳事」となったとある。ただこれは嘉祥三年の時点ですでにそうであったということであり、寛平年間を四十年溯る。これより古く、

『皇太神宮儀式帳』『止由気宮儀式帳』には、「三日節、新草餅作奉」とある。これとの関わりがどうかを考えてみなければならず、

風習の採用がいつのことなのかを明らかにするのは容易ではない。もう一つ挙げてみよう。節食ではないのだが、宮廷の年中行事である子の日の催しは注目してよい。正月の子の日に、若菜を摘んで羹を作つて食べる、小松を引くなどの風習がある。この行事については、菅原道真が詩序の中で言及している。

野中_毛菜、世事推_二之_一惠心、爐下和_レ羹、俗人属_二之_一羹指（『菅家文章』卷五・365、「早春観_レ賜_レ宴_レ宮人、同賦_レ催_レ粧。応_レ製」序。『和漢朗詠集』卷上・34・若菜、『本朝文粹』卷九・244。寛平五年正月の宴）

この隔句対の後半によれば、「俗人」つまり庶民は、若菜を「羹」にする役割を若い女性に委ねていると述べている。そうすると、

対句の前半に記す、野原で菜を摘むのを、女性に任せている¹⁵⁾ たるのも、民間での習わしと解さねばならない。このことからただちに、子の日の行事である若菜摘みと羹の調理を、俗間から宮廷に取り入れたとは言いきれない。しかし、この時の宴は、宮廷の女性たちのために宇多天皇が催しており、それは女性の役割の大きさを認めたからであった。その例として民間での子の日の行事を挙げていることからすると、宮廷でこの日の行事は認知されており、民間での習わしとの関わりを宮廷の人々は承知していると考えられよう。それは民間の風習を取り入れたことを意味するのではないだろうか。

子の日の行事について、道真はもう一度述べている。

予亦嘗聞_二于故老_一。曰、「上陽子日、野遊_厭老、其事如何、其儀如何」。「倚_二松樹_一以摩_レ腰、習_二風霜之難_レ犯也、和_二菜羹_一而啜_レ口、期_二氣味之克調_一也」（『菅家文章』卷六・431、「_二扈_二從行_一幸雲林院、不_レ勝_二感歎_一、聊叙_レ所_レ觀」序。『本朝文粹』卷九・235。「倚_二松樹_一」以下の四句は、『和漢朗詠集』卷上・29・子日に収載）

これは寛平八年閏正月六日に、宇多天皇が行幸遊覧した折の詩序。「故老」に正月の子の日に「野遊」をすることの意義を問ひ、松の木に腰をすり付けるのは、松が風霜に害せられないことにならうのであり、若菜の羹を食べるのは、体調を整えようとするからだという回答を得ている。「故老」は素性不明であるが、おそらく右の「催粧」の序に見えるような「俗人」の一人なのであろう。

「故老」または「古老」は、

土地沃瘠、山川原野名号所由、又古老相伝旧聞異事、
載于史籍言上（『続日本紀』和銅六年五月二日）

近江国得魚。形似彌猴。異而獻之。故老皆云、此椒魚也。

昔時見有_レ此物（『文徳実録』仁寿二年三月七日）

仰觀山峰、有白衣美女二人。双舞山巔上。去巔一尺余、

土人共見。古老伝云、山名富士、取_レ郡名也（『本朝文粹』

卷十二・羽、都良香「富士山記」）

と、その土地の昔の出来事などを知っており、またそれを語って
くれるような老人である。道真の詩序の「古老」についてもこれ
は言えるであろう。このような庶民に教えられて、俗間で行われ
てきた風習が宮廷にもたらされたのであろう。もとより道真がそ
の始まりであると言いつけるのではない。道真はこれまで行って
きた風習・行事を顧みて、そのいわれに興味を抱き、今に到る経
緯を述べようとしたのであろう。

五

「宇多天皇御記」が挙げる節食は、中国唐王朝におけるそれを
取り入れたものであり、それを日本風に変えた部分があるよう
である。その風習は宮廷・貴族社会を経て庶民にも伝わり、民間に
おいて独自の展開を遂げたのであろう。それがやがて反対に宮廷
へもたらされるといふ段階を経て、「御記」に記す節食に到った

ようである。ただ、子の日の羹のように、庶民の間で独自に行わ
れていた風習が、宮廷・貴族社会へ持ち込まれる場合もあったよ
うであり、その推移や行事の内容は単純ではない。長い時間をか
けて緩やかに作り上げたのである。宇多天皇と菅原道真は、ほぼ
時を同じくして、年中行事における食をとおして、民間の風習と
宮廷行事とのかわりに目を向けたようである。その結果、宮廷
行事ひいては貴族文化に、新たな側面を加味する端緒を開いたと
言えるのではあるまいか。

注

(1) 山中裕『平安朝の年中行事』六一・六二ページ。

(2) 直木孝次郎「正月十五日の七種粥」(『日本歴史』第一一五号)

参照。

(3) 「十節記(録)」については、山中裕「十節記考」(『日本歴史』
第六十八号)、大島幸雄「十節録(補遺・覚書)」(『国書逸文
研究』第九号)参照。

(4) 「糜」は粥のこと。『新撰字鏡』(卷十二・諸食物調饌章)に、
「粥糜……(五字加由)」とある。また、魏の武帝「苦寒行」(『文
選』卷二十七)に「檐_レ囊_レ糝_レ行_レ取_レ薪、斧_レ水_レ持_レ作_レ糜」(呂向注
「天寒水凍。故斫_レ氷以_レ作_レ糜粥也」と見える。

(5) 中村喬「十五日の風習と燃燈の俗」(『中国歳時史の研究』所収)
は、門戸を祀ると解する説を否定して、蚕桑を祀るのが本義
と述べている。

(6) 『文徳実録』の引用について付言しておく。三月三日に草餅を作ってはならない、母と子が亡くなるからだという「民間訛言」があった。同書は、識者がこの訛言を憎んでいたところ、嘉祥三年三月二十一日に仁明天皇が崩御し、つづいてその母である橘嘉智子（嵯峨天皇の太皇太后）が五月四日に崩じて、訛言のとおりとなった事態を記す。この次に「此間田野有^レ草」云々を引き、「今年此草非^レ不^レ繁。生民訛言、天假^レ其口」と結んでいる。

(7) 「風土記」は『芸文類聚』（巻四・五月五日）にも引かれており、「仲夏端五、烹^レ鶯角黍。端始也。謂^レ五月初五日也」の後、『年中行事秘抄』とほぼ同文がつづく。

(8) ほぼ同文が、「十節記」として『年中行事抄』に見える。

(9) 関根真隆『奈良朝食生活の研究』第六章「奈良時代の食生活と調理」参照。

(10) 『史記』（巻十二・孝武本紀）に、「三月遂東幸^二緱氏^一、礼登^二中嶽^一太室^二。從官在^二山下^一、聞^レ若^レ有^レ言^二万歳^一云。問^レ上。上不^レ言。問^レ下。下不^レ言。於是^レ以^二三百戸^一封^二太室^一奉祠。命曰^二崇高邑^一」とある（『漢書』巻二十五上・郊祀志上にはほぼ同文がある）。この故事を用いた表現は多い。鈴木徳男・北山「源師房「初冬扈從行幸、遊覽大井河。応製和歌」序注（中）」（『相愛大学研究論集』第二十二巻）参照。

(11) 『二中歴』（八・供膳歴）にも同文が見える。

(12) すでに丸山裕美子「唐と日本の年中行事」（『日本古代の医

療制度』所収）に言及がある。

(13) 拙稿「子の日の行事の変遷」（『神女大國文』第十七号）参照。
(14) 「蕙指」の例に、『毛詩』（衛風・碩人）の「手如^二柔荑^一、膚如^二凝脂^一」（毛伝「如^二蕙之新生^一」）がある。草の新芽を女性の美しい手に喩えている。

(15) 「蕙心」は心の美しいさま、または女性のこと。南朝宋の鮑昭「蕙城賦」（『文選』巻十一）の「東都妙姫、南国麗人、蕙心[○]純質、玉貌[○]絳脣」は、その例。